

みさわ水道だより 第13号



三沢市内全域に水道水を供給している4つの配水場

三沢市には、第1配水場、南部配水場、春日台配水場、北部配水場の4つの配水場があり、第1配水場は、三沢市街地を中心とする地域、南部配水場は、堀口、大津地区等、三沢市の南部の地域、春日台配水場は、三沢駅を中心とする三沢市の西部地域、北部配水場は淋代・根井から北の地域にそれぞれ供給されています。

発行：三沢市 上下水道部 水道課
〒033-0037 青森県三沢市松園町二丁目1-52
TEL 0176-51-2373 FAX 0176-53-8530

安全でおいしい水道水を皆様にお届けするために

配水場内の設

除砂機

- ・ 砂等不純物の除去を行います。



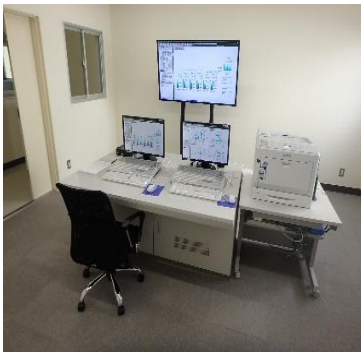
滅菌装置

- ・ 次亜塩素酸ナトリウムを入れて、水の消毒を行います。



監視制御設備

- ・ 水質の監視や配水量の調整・管理を行っています。



水道管内の水質の監

水質監視設備

- ・ 配水場から離れた場所の水道管内の水質の監視を行っています。



配水管の整備

老朽管の更新

- ・ 防衛省の交付金等を活用し、古い水道管を地震に強い新しい管に入れ替えています。



緊急時の備え

給水車の配置

- ・ 災害等、緊急時に備え、給水車を配置しています。



令和4年度 三沢市水道事業会計の決算状況のお知らせ

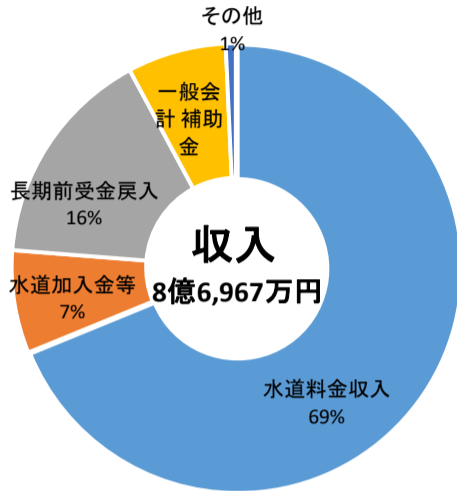
水道事業は、地方公営企業法により独立採算制で運営することとされています。水道事業会計では、事業運営に必要な経費は税金ではなく、市民の皆様にお支払いいただいた水道料金を主な財源として、事業運営を行っております。

収益的収支

収益的収支は、水道料金などの収入と、水道水を供給するためにかかる費用や減価償却費などの支出からなります。収支差額1億1,615万円が当年度純利益となりました。

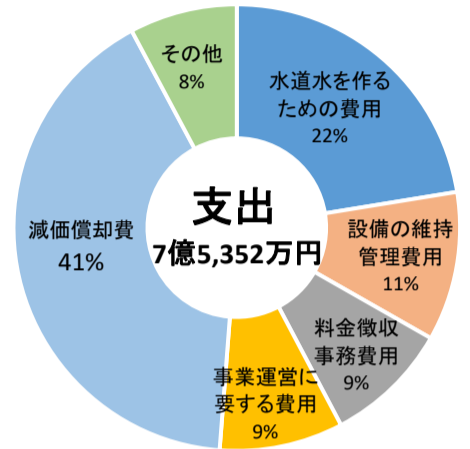
収入

内 訳	金 額
水道料金収入	5億9,850万円
水道加入金等	6,456万円
長期前受金戻入	1億3,830万円
一般会計補助金	6,200万円
そ の 他	631万円
合 計	8億6,967万円

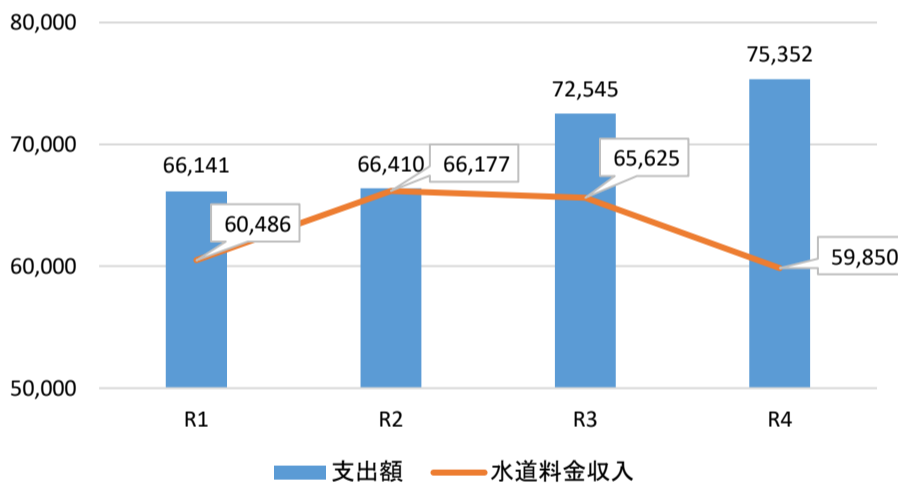


支出

内 訳	金 額
水道水を作る費用	1億6,906万円
設備の維持管理費用	8,140万円
料金徴収事務費用	6,803万円
事業運営の費用	6,753万円
減 価 償 却 費	3億870万円
そ の 他	5,880万円
合 計	7億5,352万円



水道料金収入と支出額の推移 (単位:万円)



水道料金収入は、8.8%の減収となっております。これに対し、支出額は前年度と比べて3.9%の増となっております。水道料金の減収は、新型コロナウイルス感染症拡大により市民生活の経済的負担を軽減するため、水道料金の基本料金を2か月免除したためです。この減収分については、一般会計からの補助金を充てております。



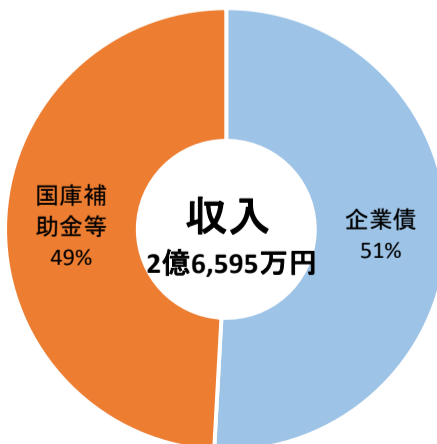
資本的収支

資本的収支は、資金の借入や国からの補助金などの収入と、水道施設を建設・改良するための費用や借入金の元利償還金などの支出からなります。

前年度分財源充当額6,410万円を除いた、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億4,546万円は、損益勘定留保資金などで補てんしています。

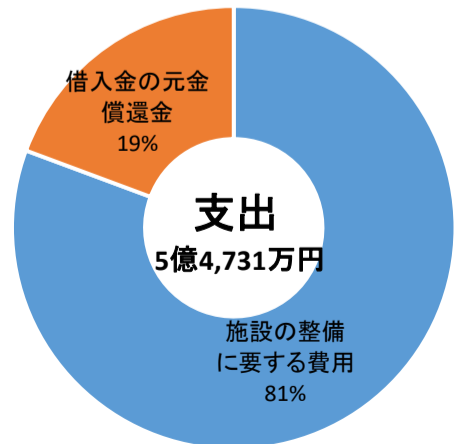
収入

内 訳	金 額
企業債	1億3,530万円※
国庫補助金等	1億3,065万円
合 計	2億6,595万円



支出

内 訳	金 額
施設整備の費用	4億4,149万円
借入金の元金償還金	1億582万円
合 計	5億4,731万円



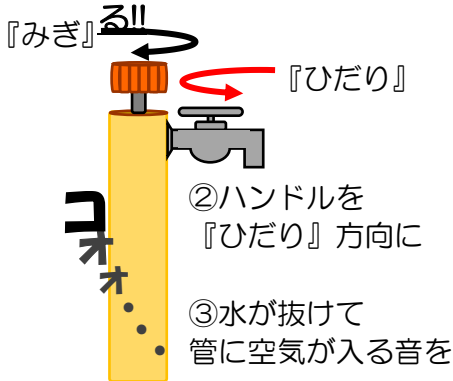
※うち、前年度分財源充当額 6,410万円

水道管の凍結に気をつけましょう

水道管は、気温がマイナス4℃以下になると凍結しやすくなります。凍結した場合、水が出なくなるだけでなく、水道管が破裂して漏水することがあります。漏水時の修理費及び漏水分の料金もお客さま負担となりますので、凍結を予防しましょう。

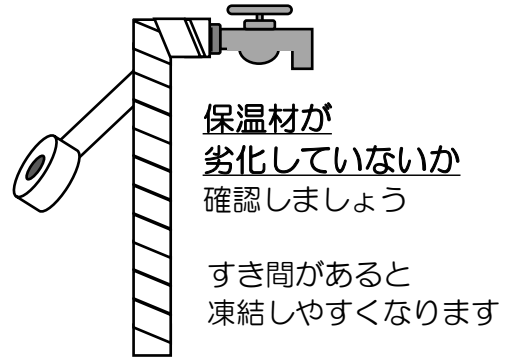
不凍栓を開けましょう

- ①ハンドルを『みぎ』方向に回らなくなるまでしっかり**閉め**



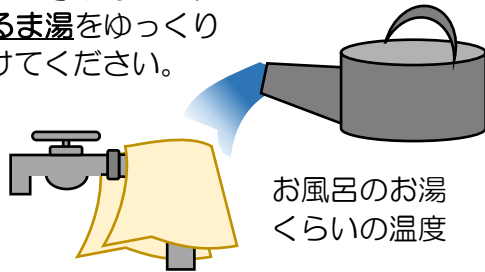
凍結予防

屋外のむき出しになっている水道管



凍結した時にやってみること

タオル等をあてて、ぬるま湯をゆっくりかけてください。



宅地内で水道管が壊れたら

三沢市指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。

三沢市指定給水装置工事業者

検索

指定給水装置工事業者一覧を公開しています。

冬期間の認定料金について

通常、水道料金等は各月初旬に各家庭の水道メーターを検針し、検針した使用水量に応じて料金の請求を行います。

しかし、冬期間は積雪により水道メーターの検針ができない場合があります。その場合、水道料金等を認定水量（過去の使用水量を基に計算した使用見込水量）により算出した料金でお支払いいただき、検針が可能となった際に精算しています。

◎認定水量算出方法

直近3ヶ月の使用水量と前年同月の使用水量の平均

◎精算方法

検針が可能となった際に、実際に使用した水量が認定水量より少ない場合、精算時の料金を減額するか、多くいただいた料金をお返しします。認定水量より多く使用していた場合は、不足分を加算した料金で請求します。

◎確認方法

積雪による認定を行った場合は毎月の「水道使用水量等のお知らせ（水道メーター検針票）」下部に「積雪のため認定しました。」と記載されます。